

第 10 次福井県卸売市場整備計画（案）の概要

1 計画の位置付け

卸売市場法第 6 条の規定により、国が策定する「卸売市場整備基本方針」および「中央卸売市場整備計画」に即して、県内卸売市場の整備、運営等に関する方向性を示した計画である。

2 第 10 次卸売市場整備計画の概要

(1) 計画期間

平成 28 年度から平成 32 年度（5 年間）

(2) 基本的な考え方

ア ニーズへの的確な対応

生産者および食品関係事業者のニーズに対応するため、低温（定温）管理施設等の整備等により、生鮮食料品等の品質管理の向上を図る。

食品関係事業者のニーズへの的確に対応し、市場取引の活性化を図るため、①カットや小分け包装など加工処理等の機能強化、②共同集荷の推進など卸売市場間の連携等による集荷力の向上、③特色ある地場産品や規格外品の活用などによる品揃えの充実等を図る。

また、卸売市場の活性化に向けた国産農林水産物の流通・販売に関して、6 次産業化への参画を推進する。

イ 公正かつ効率的な取引の確保

時系列で整理した情報など利便性や透明性に配慮した取引情報の提供に努めるなど、価格形成の透明性の確保および公正な取引の推進を図る。

また、電子商取引の導入を推進するとともに、電子商取引に係る商物一致原則の例外措置の適用が可能な売買取引においては、その活用を努める。

ウ 食の安全や環境問題等の社会的要請への適切な対応

食の安全性および信頼の確保と向上を図るため、①入出荷に係る記録の作成・保存を適切に行うことによるトレーサビリティの確保、②企業の行動規範策定の推進や意識の向上によるコンプライアンスの徹底に努める。

また、環境問題への積極的な取り組みや、災害時等の緊急事態への対応機能の強化等に向けた取組を推進する。

エ 卸売業者および仲卸業者の経営体質の強化

経営体質を強化するため、①食品関係事業者のニーズに対応した加工処理等の強化、②卸売業者と仲卸業者間における価格動向や出荷動向、商品情報などの円滑な情報共有によって、生産者や食品関係事業者、さらには消費者への情報発信機能の強化等を図る。

あわせて、若手および女性の活用等を通じた人的資源の強化に取り組む。

(3) 卸売市場の配置目標

13市場から10市場への統合整備を目指す。

市町名	市場名	取扱品目	配置目標
福井市	福井市中央卸売市場	青果 水産 花き	存置
坂井市	地方卸売市場 福井県漁業協同組合 連合会三国支所	水産	存置
敦賀市	敦賀市公設地方卸売市場	青果	存置
	地方卸売市場 福井県漁業協同組合 連合会敦賀支所	水産	存置
小浜市	小浜市総合卸売市場	青果 水産	存置
	地方卸売市場 福井県漁業協同組合 連合会小浜支所	水産	存置
福井市	地方卸売市場 福井県漁業協同組合 連合会越前支所越廼出張所	水産	取扱量の増加、流通の効率化、 経営の合理化を図るため、統合 に向けて検討する。
越前町	地区卸売市場 越前町漁業協同組合	水産	
南越前町	河野村漁業協同組合甲楽城地区卸売 市場	水産	
大野市	地区卸売市場 大野魚商協同組合	水産	存置
越前市	地方卸売市場 武生青果株式会社	青果	利便性の向上、経営の合理化 を図り、総合的な市場となる よう統合に向けて検討する。
	地方卸売市場 株式会社武生総合食 品市場	水産	
高浜町	若狭高浜漁業協同組合高浜地区卸売 市場	水産	存置